

生涯学習ボランティア人財情報バンク

学習活動や文化活動、スポーツなどの生涯学習活動を行っている皆さん、または、これから活動しようと考えている皆さん。本市では、「行田市生涯学習ボランティア人財情報バンク」を創設し、さまざまな分野で活動している指導者(生涯学習ボランティア)の情報を提供していますので、活動目的に合った指導者探しにご利用ください。

▶利用できる方

生涯学習活動に役立てることを目的として利用する個人または団体(サークル、学校などを含む)とし、原則5人以上を対象として実施する場合に限りです。
※政治、宗教または営利を目的とする活動での利用はできません。

▶利用方法

- ①ひとつくり支援課または各公民館で配布している行田市生涯学習ボランティア人財情報バンク一覧表(市ホームページからダウンロード可)を確認してください。
- ②同課で配布している登録情報提供依頼書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会ひとつくり支援課【FAX】556-0770【Eメール】hito@city.gyoda.lg.jp
- ③後日、同課または指導者から依頼者に電話連絡します。
- ④日時、会場、指導内容、費用などの詳細は、直接指導者と調整してください。

あなたの知識、経験、技能を教えてもらいたい人がいる

「生涯学習ボランティア」にご登録ください

市民の皆さんの学習や活動を支援するため、市民からの学習指導の要請に応じ、指導者として直接指導に当たっていただくボランティアの方を募集しています。

▶登録資格

市内在住、在勤、在学の16歳以上で、生涯学習について理解とボランティアへの熱意をお持ちの方※資格や指導者としての経験は問いません。

▶登録方法

ひとつくり支援課で配布している行田市生涯学習ボランティア人財情報バンク登録申請書(市ホームページよりダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会ひとつくり支援課【FAX】556-0770【Eメール】hito@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課生涯学習担当 ☎556-8319



▼問い合わせ 文化財保護課文化財保護担当 ☎553-3581



◎撮影/宮田均 (JPS)

行田市指定文化財に「碁盤製作技術 吉田流太刀盛り」が指定されました
工芸技術の碁盤製作技術吉田流太刀盛りが、9月27日付で行田市指定無形文化財に指定されました。
また、吉田流太刀盛りを受け継いでいる二代目吉田寅義(長谷川菊雄氏)と三代目吉田寅義(長谷川光義氏)の二人が保持者として併せて認定されました。
この指定により、市指定文化財は62件になりました。
太刀盛りは、碁盤・将棋盤を製作する際に、太刀を用いて漆で目盛りの線を描く伝統工芸技術です。高度な熟練を要する技術であることから、現在その技術を伝承している職人(盤師)は全国でも数人しかいません。吉田流は、太刀盛り以外の碁盤製作技術にも特色がありました。

平成25年消防出初式

安心・安全な行田を担う消防職団員が一堂に会し、市民の皆さんと共に一年の安全を願い、防火防災思想の普及と消防職団員の結束を図ることを目的として「行田市消防出初式」を実施します。

▼期日 平成25年1月12日(土)

▼場所・内容

【産業文化会館前・市役所玄関前】

開会式、消防職団員による各種訓練

【水城公園】

消防車および防災ヘリコプターによる一斉放水

▼その他

・当日は消防車がサイレンを鳴らしながら走行しますので、火災と間違わないようご注意ください。
・通行止め時間帯は、付近の公共施設



①消防車および防災ヘリコプターによる一斉放水 ②とび組合によるはしご演技 ③服装規律点検 ④徒歩分列行進 ⑤消防団員による消防操法模範演技 ⑥消防団特別演技



の駐車場は利用できません。
・午後2時30分ごろから3時15分ごろにかけて、水城公園で一斉放水を行います。付近にお住まいの方は、洗濯物などに水が掛からないようご注意ください。

火災に遭われた方へ 民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します

本市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに、家賃の一部を補助しています。

▶対象

- ・火災の原因がその世帯に属する方の故意によるものではないこと
- ・火災発生時に市内に住所を有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

▶補助金の限度額

月額41,500円(敷金および礼金などを除く)

※月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額とします。

▶補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▶その他 申し込み書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 建築課住宅管理担当 ☎550-1554

消防団に消防車両が 引き渡されました

10月29日、行田市消防団消防自動車引渡式が行われ、中央第1分団、西部第5分団それぞれに消防ポンプ自動車、東部警備隊には小型動力消防ポンプ付積載車が引き渡されました。

複雑多様化する災害に対応するため、車両に最新鋭の装備を搭載したことで、より安全かつ迅速な消防活動を実施することが可能になりました。



▶問い合わせ 消防本部総務課 ☎550-2120